

ザ・札幌タワーズ 電気利用サービス規約

株式会社 エナジーソリューション

※規約の内容は変更となる可能性があります。

内容

I 総則	1
1. 適用	1
2. 規約の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 単位及び端数処理	2
II 電気利用サービスの利用契約の申し込みと成立	3
5. 電気利用サービスの利用契約の申し込み	3
6. 本サービスの利用契約の成立	3
7. 使用場所	3
8. 本サービスの利用契約の申し込みの単位	3
9. 使用の開始	3
10. 供給の単位	4
III 検針、使用量及び契約電力の算定	4
11. 検針	4
12. 使用量の算定	4
13. 契約電力の算定	4
14. 使用量のお知らせ	4
IV 料金等	5
15. 料金の適用開始の時期	5
16. 料金の算定期間と請求月分	5
17. 料金の算定	6
18. 料金の支払義務及び支払期限日	6
19. 延滞利息	6
20. 料金及び延滞利息の支払方法と当社への支払日	7
21. 料金及び延滞利息の支払順序	8
V 使用及び供給	8
22. 供給電気方式、供給電圧及び周波数	8
23. 使用場所への立入りによる業務の実施	8
24. 電気の使用に伴う利用者の協力	8
25. 電気の使用の中止又は制限	8
26. 当社等の都合による電気の使用の制限又は中止	9
27. 損害賠償の免責	10
28. 設備の賠償等	10
VI 利用契約の変更及び終了	10
29. 名義の変更	10
30. 本サービスの利用契約の終了	11

31. 解約精算金.....	11
Ⅶ 工事及び工事費の負担金.....	11
32. 工事の施工と費用の負担等	11
Ⅷ 保安	12
33. 電気の調査に対する利用者の協力.....	12
34. 保安等に対する利用者の協力.....	12
Ⅸ その他.....	12
35. 管轄裁判所.....	12
付則	12
本規約の実施期日.....	12
別表	13
別表1 専有部電力料金表及び割引.....	13
別表2 共用部電力料金表及び割引.....	14
別表3-1 店舗部（電灯）電力料金表及び割引	15
別表3-2 店舗部（動力）電力料金表及び割引	16

I 総則

1. 適用

ザ・札幌タワーズ電気利用サービス規約（以下「本規約」といいます。）は、当マンションの入居者、管理組合及び店舗（以下併せて「利用者」といいます。）が当マンションにおいて株式会社エナジーソリューション（以下「当社」といいます。）の供給する電気を使用する際の条件を定める目的で、当社が規定するものです。

2. 規約の変更

- （１）当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本規約に定める使用料金及びその他の使用条件は、変更後のザ・札幌タワーズ電気利用サービス規約によります。

なお、当社は、本規約を変更する際は、実施日の１か月前までに管理人室での掲示、又は当社が適当と判断した方法により、利用者にお知らせするものとします。

- （２）本規約における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとし、変更された税率に基づき本規約を変更します。この場合における本規約の変更に関する手続きは（１）と同様とします。

3. 用語の定義

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- （１）電力供給事業者

当社に対して電気事業法に基づく特定供給を行う電気事業者（北海道ガス株式会社）をいいます。

- （２）専有部電力

当マンションの専有部において使用される電力をいいます。

- （３）共用部電力

当マンションの共用部において使用される電力をいいます。

- （４）店舗部電力

当マンションの店舗部において使用される電力をいいます。

(5) 計量器

電力の使用量を計量し料金算定の基礎とするための電力量計等をいいます。

(6) 契約容量

専有部電力または店舗部電力において契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(7) 契約電力

共用部電力において契約上使用できる最大電力（kW）をいいます。

(8) 契約電流

店舗部電力において契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値とします。

(9) 最大需要電力

共用部電力の需要電力の最大値であって、30分最大需要電力の値をいいます。

(10) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課せられる地方消費税に相当する金額をいい、次の算式により算定します。その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。

$$\text{消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} / (1 + \text{消費税率})$$

(11) 消費税率

消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

(12) 力率

その1か月の共用部電力の平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントとします。）とし、次の算式によって算定される値とします。ただし、有効電力量の値が0となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \text{有効電力量} \div (\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}) \times 100$$

なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。

(13) 検針

当社が設置した計量器により、当社が使用量の計量を行うことをいいます。

4. 単位及び端数処理

本規約において使用電力量、料金その他を算定する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとします。

(1) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、小数点以下の端数は切り捨てます。ただし、途中計算の過程においては、小数点以下第3位で切り捨てます。

Ⅱ 電気利用サービスの利用契約の申し込みと成立

5. 電気利用サービスの利用契約の申し込み

利用者が電気利用サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用を希望される場合は、あらかじめ本規約を同意のうえ、当社所定の方法により申し込んでいただきます。

6. 本サービスの利用契約の成立

- （１）本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）は、当社が利用者の申し込みを承諾したときに成立します。
- （２）当社は、本サービスの利用料金（以下「料金」といいます。）の支払方法として口座振替またはクレジットカード決済をご了承いただけない場合、利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。

7. 使用場所

当社は、次の各部分をそれぞれ１使用場所とします。

- ① 専有部は、区分所有１件ごとに１使用場所とします。
- ② 共用部は、当マンションの共用部全体を１使用場所とします。
- ③ 店舗部は、当マンションの店舗エリア全体を１使用場所とします。

8. 本サービスの利用契約の申し込みの単位

利用者は、１使用場所ごとに、本サービスの利用の申し込みをしていただきます。

9. 使用の開始

- （１）当社は、所定の様式による利用者からの申し出を受けて、電気の使用開始日を定めま
す。電気の使用開始日は、別途北ガスから郵送する「ご利用開始のお知らせ」にてご
案内します。なお、使用開始手続きの状況により、初回のご請求が遅れる場合があり
ます。
- （２）法令、電気の需給状況、供給設備の状況、電力供給事業者に起因する事由等やむを得
ない事情により、当社が使用開始日時点で利用者に電気の使用を開始させることが
できない場合は、利用者と協議のうえ、改めて使用開始日を定めます。

10. 供給の単位

利用者は、1 契約につき、1 供給電気方式、1 計量をもって電気を使用できます。

Ⅲ 検針、使用量及び契約電力の算定

11. 検針

当社は、検針を原則毎月 1 日に実施します。定例検針日は、原則毎月 1 日とします。また、電気の使用開始日および電気の使用を終了した日に検針を行います。

12. 使用量の算定

- (1) 使用量の計量は、原則として、30 分単位で計量します。また、料金の算定期間の使用量は、30 分ごとの使用量を合計した値とします。
- (2) 次のいずれかに該当する場合、料金の算定期間の使用量は、直前 3 か月間の実績使用量の平均値、前年同期間の実績使用量又は取り替えた計量器による使用量等を参考として、利用者と協議のうえ決定します。
 - ① 当社の計量器の故障又は災害及び感染症の流行その他の不可抗力により当社が使用量を正しく計量できなかった場合。
 - ② ①に準ずる事態が生じた場合。

13. 契約容量、契約電力または契約電流の算定

- (1) 専有部電力の契約容量は使用場所ごとの電気設備容量に応じて 6 キロボルトアンペアまたは 8 キロボルトアンペアとします。
- (2) 共用部電力の各月の契約電力は、その 1 か月の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、新たに電気の利用を開始する場合は、利用開始の日以降 12 か月の期間の各月の契約電力は、その 1 か月の最大需要電力と利用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
- (3) 店舗部電力の各月の契約電力、契約容量または契約電流は、負荷設備の容量または契約主開閉器の定格電流にもとづき、算定された値とします。

14. 使用量のお知らせ

- (1) 当社は、専有部、共用部および店舗部の電力使用量の通知に北海道ガスの会員制 Web サイト「Tag Tag (タグタグ)」(以下、「Tag Tag」という。)を利用しています。なお、「Tag Tag」をご利用いただくためには、事前の登録が必要となります。

- (2) 北海道ガスが提供する北ガスポイントは、使用場所の電気使用状況に応じてT a g T a g 会員へ付与します。
- (3) 口座振替済領収証または支払証明書は「T a g T a g」でご確認ください。

IV 料金等

15. 料金の適用開始の時期

料金は、9（使用の開始）に基づいて定める使用開始日から適用します。

16. 料金の算定期間と請求月分

- (1) 料金の算定期間は、次のとおりとします。
- ① 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間。
 - ② 新たに電気の使用を開始した場合、その開始日から次の検針の前日までの期間。
 - ③ 電気の使用を終了した場合、直前の検針日から終了日の前日までの期間。
- (2) 検針日と請求月の関係は以下のとおりとします。

検 針 日	請 求 月 分
5 月 1 日 検 針 日	4 月 分
6 月 1 日 検 針 日	5 月 分
7 月 1 日 検 針 日	6 月 分
8 月 1 日 検 針 日	7 月 分
9 月 1 日 検 針 日	8 月 分
1 0 月 1 日 検 針 日	9 月 分
1 1 月 1 日 検 針 日	1 0 月 分
1 2 月 1 日 検 針 日	1 1 月 分
1 月 1 日 検 針 日	1 2 月 分
2 月 1 日 検 針 日	1 月 分
3 月 1 日 検 針 日	2 月 分
4 月 1 日 検 針 日	3 月 分

17. 料金の算定

- (1) 利用者の使用した電力量に基づき、その料金算定期間の料金を算定します。この際の料金は、専有部においては別表1（専有部電力料金表及び割引）、共用部においては別表2（共用部電力料金表及び割引）、店舗部においては別表3（店舗部電力料金表及び割引）で算定される料金とします。
- (2) 電気料金の算定期間は、次の場合を除き、原則として毎月1日から当該月末までとします。
- ① 新たに電気の使用を開始した場合、その開始日から次の検針日の前日までの期間。
 - ② 利用契約が終了された場合は、直前の検針日から終了日の前日までの期間。

18. 料金の支払義務及び支払期限日

- (1) 利用者にお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生します。
- ① 検針日（電気の使用が終了した日も含みます。）
 - ② 電気の使用を終了した場合で、利用契約の終了日以降に計量値の確認を行った際は、その日
- (2) 温水利用サービス規約に定める温水を利用する場合は、本規約に定める電気料金等と温水料金等のうち、同一使用場所かつ請求年月が同一のものをまとめてお支払いいただきます。
- (3) 支払期限日は、次の各号に掲げる日の翌日から起算して30日目とします。ただし、その日から起算して30日目、が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び12月29日、12月30日をいいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日とします。
- ① 本規約に基づく料金のみ請求する場合は、電力供給事業者より通知を受けた使用量に基づき、当社にて請求が可能となった日
 - ② 電気料金と温水料金をまとめて請求する場合には、まとめて請求する電気料金および温水料金の両方が当社にて請求可能となった日

19. 延滞利息

- (1) 利用者が支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合、当社は、支払期限の翌日から支払いの日までの期間に応じた延滞利息を申し受けます。ただし、次のいずれかの場合には延滞利息は申し受けません。
- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降に利用者の口座から引き落とした場合。
 - ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いたものに、1

日当たり0.0274%の割合を乗じて算定して得た金額とします。

- (3) 延滞利息は、原則として、利用者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金と合わせてお支払いいただきます。

20. 料金及び延滞利息の支払方法と当社への支払日

料金及び延滞利息（以下、併せて「料金等」といいます。）は、原則、口座振替またはクレジットカード決済により、当社へ毎月お支払いいただきます。口座振替またはクレジットカード決済の申し込みは、お客さまより書面にて当社に送付いただくものとします。なお、既に利用契約をされている利用者が支払方法を変更する場合には、変更の手続きが完了するまでの期間は変更前の支払方法でお支払いいただきます。なお、口座振替又はクレジットカード決済が不能となっている場合の料金等は払込みの方法でお支払いいただきます。

(1) 料金等の口座振替

- ① 当社所定の申込書によりあらかじめ当社に申し込みをしていただきます。
- ② 料金等の口座振替日は、原則毎月27日（銀行法の定める休日の場合は翌営業日）とします。
- ③ 利用者の口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものとします。
- ④ 口座振替変更の申し込み手続きの完了が口座振替日に間に合わない場合、その他何らかの理由で口座振替ができなかった場合の料金等は、払込みにてお支払いいただきます。
- ⑤ ②の口座振替の申し込み手続きの完了が初回の口座振替日に間に合わない場合の料金等は、払込みにてお支払いいただきます。

(2) 料金等のクレジットカード決済

- ① 当社所定の申込書によりあらかじめ当社に申し込みをしていただきます。
- ② クレジットカード会社とお客さまとの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。
- ③ クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされる日は、当社が指定した日とし、その日を当社に対する支払いがなされた日とします。

(3) 払込み

当社はGMOペイメントゲートウェイ株式会社（以下「払込請求書発行会社」といいます。）が作成した払込書により、当社または払込請求書発行会社が指定したコンビニエンスストアでお支払いいただきます。その場合、コンビニエンスストアに払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものとします。

なお、当社からの請求額が税込み30万円を超えた場合は、当社より請求書をお客さまへ送付します。お客さまが請求書に記載された当社指定の口座に、金融機関からお振込みする方法でお支払いいただきます。この場合の振込手数料はお客さまにて負担していただきます。

2 1. 料金及び延滞利息の支払順序

料金等は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。なお、お支払いいただいた金額が利用者の債務を消滅させるに足りない場合の充当順については、当社に一任していただくものとします。

V 使用及び供給

2 2. 供給電気方式、供給電圧及び周波数

(1) 低圧

専有部電力および店舗部電力の供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 1 0 0 ボルト及び 2 0 0 ボルトで、周波数は、標準周波数 5 0 ヘルツとします。

(2) 高圧

共用部電力の供給電気方式及び供給電圧は、交流三相 3 線式標準電圧 6 0 0 0 ボルトで、周波数は、標準周波数 5 0 ヘルツとなります。

2 3. 使用場所への立入りによる業務の実施

当社又は当社が委託する第三者は、検針、検査、調査及びその他の作業のため必要な場合に、利用者の承諾を得て使用場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、利用者は当社又は当社が委託する第三者の使用場所への立入りを承諾していただきます。なお、利用者の求めに応じ、当社又は当社が委託する第三者の係員は、所定の身分証明書を提示します。

2 4. 電気の使用に伴う利用者の協力

利用者の電気の使用が、他の利用者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合には、利用者の負担で、必要な調整装置又は保護装置を使用場所に施設していただく場合があります。

2 5. 電気の使用の中止又は制限

(1) 次のいずれかに該当する場合、当社は、電気の使用を中止又は制限する場合があります。

緊急を要する場合にも適用します。

- ① 利用者の責に帰すべき事由により生じた保安上の危険がある場合。
- ② 利用者が使用場所内の共用の電気設備を利用者の責に帰すべき事由により損傷し、

又は、滅失して、当社又は管理組合に重大な損害を与え、もしくは与えるおそれのある場合。

- ③ 当社又は管理組合の許可を得た者以外の者が使用場所におけるマンション共用の電線路又は引込線と利用者の電気設備との接続を行った場合。
 - ④ 利用者が工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合。
 - ⑤ 利用者が利用契約の適用範囲以外の条件で電気を使用した場合。
 - ⑥ 23（使用場所への立入りによる業務の実施）の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合。
 - ⑦ 24（電気の使用に伴う利用者の協力）によって必要となる適切な対応をとらない場合。
 - ⑧ 上記④から⑦の場合以外でも、利用者が本規約に違反した場合。
- (2) (1) によって電気の使用を中止又は制限する場合には、当社は、共用の設備又は利用者の電気設備において、使用を中止又は制限のための必要な措置を行います。なお、この場合には、必要に応じて利用者に協力をしていただきます。
- (3) (1) によって電気の使用を中止又は制限した場合で、利用者がその理由となった事実を解消した場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、当社は原則として午前9時から午後5時の間に使用の制限を解除します。
- ① 災害及び感染症の流行その他の不可抗力による場合。
 - ② その他特別の事情がある場合。
- (4) (1) によって電気の使用を中止又は制限した場合であっても、当社は利用者からその停止期間中の月額の基本料金を増減することなく申し受けます。

26. 当社等の都合による電気の使用の制限又は中止

当社は、次に掲げる当社、管理組合又は電力供給事業者の都合により、供給期間中に電気の供給を制限もしくは中止し、又は利用者に電気の使用を抑制、もしくは中止していただくことを要請することがあります。この場合には、当社は、あらかじめわかっている場合はその旨を利用者にお知らせします。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。

- (1) 当社、管理組合又は電力供給事業者が維持及び運用する供給設備に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合。
- (2) 当社、管理組合又は電力供給事業者が維持及び運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合。
- (3) 当社、管理組合又は電力供給事業者がその他電気の需給上又は保安上必要があると判断した場合。
- (4) 災害及び感染症の流行その他の不可抗力による場合。

27. 損害賠償の免責

- (1) 当社は、あらかじめ定めた電気の使用開始日に電気を使用できない場合であっても、当社の責に帰すべき事由によらない場合は、利用者の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 26（当社等の都合による電気の使用の中止又は制限）によって電気の使用を中止、又は利用者に電気の使用を制限していただいた場合で、それが当社の責に帰すべき事由によらない場合は、利用者の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 25（電気の使用の中止又は制限）によって電気の使用を中止又は制限した場合、又は30（サービスの利用契約の終了）によって電気の使用を終了した場合には、利用者の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 当社は、当社の責に帰すべき事由によらない場合は、利用者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 災害及び感染症の流行その他の不可抗力によって、利用者もしくは当社が損害を受けた場合、利用者もしくは当社はその損害について賠償の責任を負いません。
- (6) 当社の責に帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合において、当社は、直接かつ通常生ずべき範囲内の損害に限り賠償の責を負うものとし、当社（当社の使用する者を含む）に故意又は重過失がある場合を除き、間接損害その他二次的損害及び特別損害については賠償の責を負いません。

28. 設備の賠償等

利用者は、利用者の責に帰すべき事由によって、その使用場所内の当社の各計量器、電気工作物、電気機器、その他の設備を損傷又は滅失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能な場合
修理費
- (2) 滅失又は修理不可能もしくは困難な場合
帳簿価額相当額と取替工事費の合計額

Ⅵ 利用契約の変更及び終了

29. 名義の変更

- (1) 新たな利用者が、それまで電気を使用していた利用者の当社に対する電気の使用に関する全ての権利及び義務（前に使用されていた利用者の料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望され、当社が承諾した場合には、当社所定の方法で名義の変更をしていただきます。
- (2) (1) の場合においても、前に使用されていた利用者との利用契約が消滅している場合

には、5（電気利用サービスの利用契約の申し込み）に基づき、改めて当社所定の方法で申し込みをしていただきます。

30. 本サービスの利用契約の終了

利用者が電気の使用を終了する場合は、次のとおりとします。

- （1）利用者が転居等により使用場所における電気の使用を終了する場合は、その終了期日を定めて、あらかじめ当社に連絡していただきます。当社は、原則として、その終了期日に、利用契約を終了させるための手続きを行います。ただし、当社が利用者の終了の連絡を終了期日の翌日以降に受けた場合は、連絡を受けた日に利用契約が終了するものとします。
- （2）利用者が（1）による通知をされないで、その使用場所から転居されている等、明らかに電気を使用されていないと当社が判断した場合は、当社が利用契約の終了の手続きを行った日に終了するものとします。
- （3）当社は、利用者が電気の使用を終了した後も、既存の当社所有の計量器を存置します。

31. 解約精算金

- （1）最低使用期間

共用部電力は、使用開始から最低15年間使用しなければならないものとします。

- （2）解約精算金

前項の最低使用期間内に、管理組合の責に帰すべき理由によって、共用部電力の使用を終了する場合、管理組合は当社に対し、以下の方法によって算定された解約精算金を支払うものとします。

解約精算金＝

残存使用期間（月）※×共用部及び専有部全戸の基本料金相当額（円／月）×1／2

※残存使用期間＝（最低使用期間）－（使用開始から使用終了までの経過期間）

Ⅶ 工事及び工事費の負担金

32. 工事の施工と費用の負担等

計量器及びその付属装置は当社の所有とし、これに関する工事は当社の負担で実施します。また、計量器の検定有効期間の満了に伴う取替え等の必要が発生した場合の工事費は、当社が負担します。

VIII 保安

33. 電気の調査に対する利用者の協力

当社又は当社が委託する第三者は、法令で定めるところにより、利用者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査します。調査を行うにあたり必要があるときは、電気工作物の配線図を提示していただきます。

なお、利用者の求めに応じ、当社又は当社が委託する第三者の係員は所定の身分証明書を提示します。

34. 保安等に対する利用者の協力

(1) 次のいずれかに該当する場合、利用者からすみやかにその旨を当社又は管理組合に連絡していただきます。この場合には、当社又は管理組合は、協議のうえ適当な処置をします。

- ① 利用者が、使用場所用の計量器に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合。
- ② 利用者が、利用者の電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の計量器に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。

(2) 利用者が、供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社又は管理組合が保安上必要と認めるときは、使用しない期間について(1)に準じて適切な処置をします。

IX その他

35. 管轄裁判所

当社と利用者との利用契約に関する訴訟については、札幌簡易裁判所（訴額が140万円を超える場合は札幌地方裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本規約の実施期日

本規約は2026年1月1日より実施するものとします。ただし、本規約に基づく料金算定の方法は、2026年1月分の料金から適用するものといたします。

別表

別表 1 専有部電力料金表及び割引

専有部電力料金は、次の（１）から（３）の合計額から（４）を差し引いたものとします。なお、（１）～（４）に記載の料金はすべて消費税等相当額を含みます。

（１）基本料金

基本料金は、１算定期間ごとに 1672.00 円とします。ただし、算定期間が 1 6 （１）②に該当する場合は、申し受けません。

（２）電力量料金

電力量料金は、１算定期間の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39.18 円
120 キロワット時を超え 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	45.47 円
280 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	49.19 円

（３）燃料費等調整額

燃料費等調整額は、１算定期間につき、その月の北海道ガスの電力需給契約約款（低圧）における「燃料費調整単価」と「離島ユニバーサル調整単価」（相当額）に、その月の使用電力量を乗じた額とします。

（４）電力量料金割引額

（２）によって算定された電力量料金に 3% を乗じた額とします。

別表2 共用部電力料金表及び割引

共用部電力の1か月の料金は、次の(1)から(3)の合計額とします。なお、(1)～(3)に記載の料金はすべて消費税等相当額を含みます。

(1) 基本料金

基本料金は、1算定期間ごとに次の算式により算定される額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率}/100)$$

基本料金単価 (1キロワットにつき)	3254.20 円
--------------------	-----------

ただし、算定期間が16(1)②および③に該当する場合には、次の算式により基本料金を日割で算定します。

$$\text{基本料金} = 1 \text{ か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} / 30)$$

上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の使用開始日を含み、電気の使用終了日を除きます。

(2) 電力量料金

電力量料金は、北海道ガスの電力需給契約約款(高圧)に定める休日、平日別の使用電力量から、以下の算式により算定される額とします。

$$\begin{aligned} \text{電力量料金} = & \text{休日の使用電力量} \times \text{休日の1キロワット時あたりの電力量料金} \\ & + \text{平日の使用電力量} \times \text{平日の1キロワット時あたりの電力量料金} \end{aligned}$$

休日	1キロワット時につき	22.87 円
平日	1キロワット時につき	23.87 円

※(1)(2)は北海道電力の業務用ウィークエンド電力に準じた料金体系を基に算出します。

※(2)の電力量料金単価は3%の割引となっております。

(3) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、1算定期間につき、その月の北海道電力の電力契約標準約款(高圧)[2024年4月1日実施]における「燃料費調整単価」と「離島ユニバーサル調整単価」(相当額)に、その月の使用電力量を乗じた額とします。

別表3-1 店舗部（電灯）電力料金表及び割引

店舗部（電灯）電力料金は、次の（１）から（３）の合計額から（４）を差し引いたものとします。なお、（１）～（４）に記載の料金はすべて消費税等相当額を含みます。

（１）基本料金

基本料金は、１算定期間につき次のとおりとします。ただし、算定期間が１６（１）②に該当する場合は、申し受けません。

1kVA あたり	418.00 円
----------	----------

（２）電力量料金

電力量料金は、１算定期間の使用電力量によって算定します。

最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	39.18 円
１２０キロワット時を超え２８０キロワット時までの１キロワット時につき	45.47 円
２８０キロワット時を超える１キロワット時につき	49.19 円

（３）燃料費等調整額

燃料費等調整額は、１算定期間につき、その月の北海道ガスの電力需給契約約款（低圧）における「燃料費調整単価」と「離島ユニバーサル調整単価」（相当額）に、その月の使用電力量を乗じた額とします。

（４）電力量料金割引額

（２）によって算定された電力量料金に３％を乗じた額とします。

別表3-2 店舗部（動力）電力料金表及び割引

店舗部（動力）電力料金は、次の（１）から（３）の合計額から（４）を差し引いたものとします。なお、（１）～（４）に記載の料金はすべて消費税等相当額を含みます。

（１）基本料金

基本料金は、１算定期間につき次のとおりとします。ただし、算定期間が１６（１）②に該当する場合は、申し受けません。

1kW あたり	1413.06 円
---------	-----------

（２）電力量料金

電力量料金は、１算定期間の使用電力量によって算定します。

1 キロワット時につき	32.44 円
-------------	---------

（３）燃料費等調整額

燃料費等調整額は、１算定期間につき、その月の北海道ガスの電力需給契約約款（低圧）における「燃料費調整単価」と「離島ユニバーサル調整単価」（相当額）に、その月の使用電力量を乗じた額とします。

（４）電力量料金割引額

（２）によって算定された電力量料金に３％を乗じた額とします。